

他独法評価委員会 業務実績評価の方針・年度業務実績評価実施要領比較

	独立行政法人国立病院機構	地方独立行政法人大阪府立病院機構	地方独立行政法人神戸市民病院機構	地方独立行政法人静岡県立病院機構
基本方針	<p>【評価の概要】</p> <p>評価委員会においては、次の2つの評価を行う。</p> <p>(1) 事業年度に係る業務の実績に関する評価</p> <p>各事業年度において、中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績の全体について総合的な評定を行うことにより、以降の業務運営の改善に資する。</p> <p>(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価</p> <p>中期目標期間終了時において、中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評定を行うことにより、業務の継続の必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討並びに次期中期目標の検討に資する。</p>	<p>【評価の基本方針】</p> <p>①中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、組織・業務等について、改善すべき点を明らかにし、評価を通じた法人の質的向上に資すること。いわゆる「評価のための評価」に陥らないようにすること。</p> <p>②中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう見直し、必要に応じて、修正を求めること。</p> <p>③各事業年度の評価は、中期計画の終了時の評価を念頭に置き行うこと</p> <p>④法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、必要に応じて、中期目標等の期間の中間点等において総括を行うこと。</p>	<p>【評価の方針】</p> <p>(1) 評価は年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務、組織、決算等業務の実績の全体について総合的に判断して行う。</p> <p>(2) 法人が中期目標を達成するために、評価を通じて法人の業務運営の改善及び効率化が進められるとともに、質的向上に資することを目的に評価を行うこととする。</p> <p>(3) 年度計画及び中期計画を達成するために業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価し、単に実績数値にとらわれることのないものとする。</p> <p>(4) 法人に評価結果の通知を行う際、必要があると認めるときには、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。</p> <p>(5) 年度計画及び中期計画の評価結果内容や勧告を行った場合にはその内容を市民に分かりやすく示すこととする。</p> <p>(6) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととする。</p>	<p>【基本的な考え方】</p> <p>(1) 医療水準の向上や県民の健康の確保など県民への寄与</p> <p>高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与すること。</p> <p>(2) 業務運営の効果的かつ効率的な実施機構の行う業務(医療の提供等)が、効果的かつ効率的に実施されていること。</p> <p>(3) 公共性及び透明性の確保と自主性の発揮</p> <p>地方独立行政法人制度における基本理念としての「公共性」(確実に実施されることが必要な医療を提供すること。)や「透明性」(業務内容の公表を通じ、組織及び運営の状況を明らかにすること。)が確保されていること。</p> <p>また、業務運営における「自主性」が十分発揮されていること。</p> <p>(4) 中期目標により指示した方針に沿った業務運営</p> <p>県が指示した「方針書」である中期目標に沿って、業務が実施されていること。</p>
評価方法		<p>【評価方法の基本】</p> <p>法人の評価は、「項目別評価」と「全体的評価」により行う。</p> <p>(1) 項目別評価について</p> <p>中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認すること等により評価を行う。</p> <p>①基本的な評価基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> 各項目の評価指標と実績等に基づき4段階で評価する。なお、各事業年度にかかる評価についても、上記の基準を準用して評価を行う。 定量的な評価指標と客観的な評価基準の設定について 法人の意見を受けて、できる限り定量的な評価指標・客観的な評価基準を設定する。 また、一つの指標のみで適切な評価が困難な項目については、複数の指標設定や定性的な評価項目の達成状況を基に評価する。 客観的な評価基準を設定することが困難な項目については、委員の協議により評価する。 必要に応じて、改善すべき事項や目標設定の妥当性等を記述する。 <p>(2) 全体的評価について</p> <p>上記(1)の項目別評価の結果を踏まえ、総合的に評価を行う。</p> <p>なお、中期計画の終了時には、必要に応じて次期中期目標の策定に向けて法人の組織及び業務のあり方についても必要性等の観点から評価を行う。</p>	<p>【評価の方法】</p> <p>評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うこととする。</p> <p>(1) 年度評価</p> <p>中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。</p> <p>評価に当たっては、小項目について病院ごとの実績がわかるように工夫し、病院の自己点検に基づき、法人としての自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価(小項目及び大項目)を行い、項目別評価の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価する。</p> <p>年度評価に係る評価の詳細については、別途実施要領を定めるものとする。</p> <p>(2) 中期目標期間評価</p> <p>中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。</p> <p>評価に当たっては、中期目標期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の年度評価の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価(大項目)を行う。さらに、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。</p> <p>中期目標期間評価に係る評価の詳細については、別途実施要領を定めるものとする。</p>	<p>【評価方法】</p> <p>評価は、各事業年度に係る業務の実績に関する「年度評価」及び中期目標に係る業務の実績に関する「中期目標期間評価」により行う。</p> <p>(1) 年度評価</p> <p>ア 年度評価は、機構から提出された各事業年度に係る業務の実績に関する報告書を基に、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。</p> <p>イ 次年度の計画に反映させるため、年度途中で暫定評価を行う。</p> <p>ウ 評価の詳細については、別途定めるものとする。</p> <p>(2) 中期目標期間評価</p> <p>ア 中期目標期間評価は、機構から提出された当該中期目標に係る事業報告書を基に、当該中期目標期間における中期目標の達成状況を調査及び分析することにより、中期目標期間中の業務実績全体について総合的な評定をして行うものとする。</p> <p>イ 次期中期目標に反映させるため、期間途中で暫定評価を行う。</p> <p>ウ 評価の詳細については別途定めるものとする。</p>
結果の活用		<p>【評価結果の活用】</p> <p>①評価結果の報告を受けた知事は、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等について評価結果を活用する。</p> <p>②評価結果の通知を受けた法人は、法人の業務改善等について評価結果を活用する。</p>	<p>【評価結果の活用】</p> <p>(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、状況を評価委員会に報告する。</p> <p>(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。</p>	
評価の進め方	<p>【評価の具体的な実施方法】</p> <p>①各法人は、毎年6月末までに前年度の業務実績に関する報告を提出する。</p> <p>②評価に当たっては、各部会において法人からヒアリングを実施し、本基準に基づき評価を行う。</p> <p>③各部会において評価を決定した後、評価結果の各法人及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知並びに公表を行う。</p>	<p>【基本的な評価の進め方】</p> <p>年度別(中期目標期間)の評価について【事業年度の翌年度9月まで】</p> <p>①法人は、当該事業年度の「業務実績の報告書(上記の評価表等を含む)」を翌年度6月末までに当評価委員会に提出する。</p> <p>なお、付属資料として「自己評価についての説明書」を添付する。</p> <p>②評価委員会は提出を受けた報告書等について法人の意見を聴取し、評価結果を知事が9月定例府議会に報告できるように評価を実施する。</p>	<p>【評価の進め方】</p> <p>(1) 事業報告書の提出</p> <p>法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした事業報告書を評価委員会に提出する。各事業年度の事業報告書においては、年度計画に記載されている小項目について法人が行った自己評価をあわせて記載する。</p> <p>(2) 評価の実施</p> <p>評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。</p> <p>(3) 意見申立て機会の付与</p> <p>評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。</p> <p>(4) 評価結果の公表</p> <p>評価委員会が法人に評価結果等を通知した場合には、遅滞なくその通知に係る内容をホームページ等において公表する。</p>	<p>【通知】</p> <p>評価委員会は、年度評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対しその評価の結果を通知する。</p> <p>また、必要があるときは、機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることとする。</p> <p>【報告及び公表】</p> <p>評価委員会は、機構に対し年度評価の結果を通知したときは、遅滞なく、その通知に係る事項(勧告をした場合は、その通知に係る事項及びその勧告内容)を知事に報告するとともに、公表するものとする。</p>

	独立行政法人国立病院機構	地方独立行政法人大阪府立病院機構	地方独立行政法人神戸市民病院機構	地方独立行政法人静岡県立病院機構
項目評価	<p>【個別的评价】</p> <p>個別的评价は、中期計画の個別項目ごとの進捗状況について測定するものとする。</p> <p>個別的评价に当たっては、個々の業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努めるものとする。</p> <p>評価は以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。</p> <p>判定基準</p> <p>「S」: 中期計画を大幅に上回っている。</p> <p>「A」: 中期計画を上回っている。</p> <p>「B」: 中期計画に概ね合致している。</p> <p>「C」: 中期計画をやや下回っている。</p> <p>「D」: 中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。</p>	<p>【項目別評価の具体的方法】</p> <p>項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)評価委員会による小項目評価、(3)評価委員会による大項目評価、の手順で行う。</p> <p>(1)法人による自己評価</p> <p>○法人は、年度計画の小項目(内容によっては複数の小項目)ごとの進捗状況について、I～Vの5段階で自己評価を行ない、業務実績報告書を作成する。</p> <p>○業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。</p> <p>○自己評価の区分は次のとおりとする。</p> <p>V…年度計画を大幅に上回って実施している(特に認める場合)</p> <p>IV…年度計画を上回って実施している</p> <p>III…年度計画を順調に実施している</p> <p>II…年度計画を十分に実施できていない</p> <p>I…年度計画を大幅に下回っている</p> <p>○業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑にするための工夫、今後の課題などを自由に記載する。</p> <p>(2)評価委員会による小項目評価</p> <p>○評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、I～Vの5段階による評価を行う。</p> <p>○評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。</p> <p>○評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。</p> <p>(3)評価委員会による大項目評価</p> <p>○評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行なう。</p> <p>○評価の区分は次のとおりとする。</p> <p>S…「特筆すべき進捗状況」(特に認める場合)</p> <p>A…「計画どおり」(すべての項目がIII～V)</p> <p>B…「おおむね計画どおり」(III～Vの割合が9割以上)</p> <p>C…「やや遅れている」(III～Vの割合が9割未満)</p> <p>D…「重大な改善事項あり」(特に認める場合)</p> <p>○小項目評価の結果を考慮するにあたっては、小項目ごとに付けられたウェイトを踏まえることとする。なお、ウェイトについては、法人が各項目の重要性を勘案してあらかじめ設定することとする。</p>	<p>【項目別評価】</p> <p>①項目別評価…法人による小項目自己評価</p> <p>法人において、年度計画の小項目ごとの進捗について実施状況(判断理由)を記載するとともに次の5段階で自己評価を行ったうえで、事業報告書を作成する。法人は、各項目に市民病院としての役割や年度計画の重点項目を考慮してウェイトを設定するとともにその理由を付記することとする。</p> <p>なお、事業報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑にするための工夫、今後の課題などを自由に記載することとし、自己評価は病院ごとの実績がわかるよう工夫し、病院の自己点検に基づき、法人としての自己評価を行うものとする。</p> <p>5…年度計画を大幅に上回って実施。</p> <p>4…年度計画を上回って実施。</p> <p>3…年度計画を順調に実施。</p> <p>2…年度計画を十分に実施できていない。</p> <p>1…年度計画を大幅に下回っている。</p> <p>②項目別評価…評価委員会による小項目評価</p> <p>評価委員会において、法人の自己評価及び目標の達成状況、前年度実績との比較なども検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に5～1の5段階による評価を行う。その際、単に目標値及び前年度数値と当該実績値の比較だけでなく、計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうかも含め、総合的に判断することとする。</p> <p>法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その判断理由等を示す。その他、委員会の意見を踏まえ、必要に応じて、コメントを付す。</p> <p>③項目別評価…評価委員会による大項目評価</p> <p>小項目評価の結果を踏まえて、年度計画に掲げる「第1～第4」の項目(大項目)ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。</p> <p>S: 中期計画の達成に向けて、計画を大幅に上回り、特に評価すべき進捗状況にある</p> <p>A: 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる</p> <p>B: 中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる</p> <p>C: 中期計画の達成のためにはやや遅れている</p> <p>D: 中期計画の達成のためには大幅に遅れている又は重大な改善すべき事項がある</p>	<p>【項目別実績評価】</p> <p>(1)業務の実績報告</p> <p>機構は、業務の実績等を業務実績報告書により記載し、評価委員会に提出する。業務実績報告書は、機構の概要及び当該事業年度の業務実績を記載することとし、当該事業年度の業務実績は、対象期間、業務実績全般及び項目別実績とする。</p> <p>①対象期間</p> <p>評価の対象となる当該事業年度の期間を記載する。</p> <p>②業務実績全般</p> <p>機構及び各病院の業務全般における当該事業年度の実績について、総括して記載する。</p> <p>③項目別実績</p> <p>中期計画等を実施するための「手段」を明らかにするとともに、その「手段」を実施する具体的な取組を「行動計画」として記載する。</p> <p>また、業務の実績に対し、機構は自己評価を行い、以下の区分及びその説明を記載する。</p> <p>A: 計画に対し十分に取り組み、成果も得られている。</p> <p>B: 計画に対し十分に取り組んでいる。</p> <p>C: 計画に対する取り組みは十分ではない。</p>
全体評価	<p>【総合的な評価】</p> <p>総合的な評価は、個別的评价の結果を踏まえ、国民の視点に立って、それぞれの法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価する。</p> <p>①それぞれの法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。</p> <p>②法人が、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかどうか。</p>	<p>全体評価の具体的方法</p> <p>○評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。</p> <p>○全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、病院運営の透明性の向上、5病院の連携など)を積極的に評価することとする。</p>	<p>【全体評価】</p> <p>項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。</p> <p>全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。</p> <p>その際全体評価にあたり、項目別の結果とともに、主な取組や特色ある取組及び特に優れている点など特筆すべき取組について記載することとする。</p> <p>また、評価の中で改善すべき事項については委員会の意見として報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うこととする。</p>	<p>【法第28条に基づく年度評価】</p> <p>業務実績報告書を基に、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について、総合的な評価を行う。</p>
その他				<p>【暫定評価】</p> <p>次事業年度の機構の業務運営に反映させるため、年度途中で暫定評価を行う。上記実績報告書に準じた報告書に基づき、評価を行う。</p> <p>【その他】</p> <p>本実施要領は、必要に応じて、見直すものとする。</p>